

静岡県宅地建物取引業協会
西部支部長 様

浜松市長 中野祐介
(土地政策課扱い)

「市街化調整区域における開発許可制度の見直し（案）」の
パブリック・コメントの実施について(通知)

日ごろ、市政全般にご理解とご協力頂き誠にありがとうございます。
この度、「浜松市都市計画マスタープラン」に示す将来都市構造の実現に向けた都市全体の土地利用計画制度の運用方針として、新たに策定した「浜松市土地利用方針(R8.3 策定)」に即して、市街化調整区域における開発許可制度の見直しを予定しており、以下のとおりパブリック・コメントの実施を予定しておりますので、お知らせいたします。

1 案の公表期間及び意見募集期間

令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）～令和 8 年 1 1 月 1 6 日（月）

2 見直しを予定しているもの

- ・浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例
- ・市街化調整区域における開発許可制度の運用基準
- ・浜松市開発許可指導基準

3 案の公表先

土地政策課、北部都市整備事務所、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館 1 階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4 意見の提出方法

意見書には、住所※、氏名又は団体名※、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所及び氏名又は団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。

①直接持参	土地政策課（市役所本館 6 階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒 4 3 0－8 6 5 2 浜松市中央区元城町 1 0 3－2 土地政策課あて
③電子メール	tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

④FAX	050-3737-6815（土地政策課）
------	----------------------

5 寄せられた意見の内容及び市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和9年2月に公表します。
公表先は案の公表先と同じです。

ご不明点がございましたら、各担当までお問合せください。

以上、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先		
都市整備部土地政策課	開発指導 G	053-457-2373
	開発調整 G	053-457-2643